

### 第3 高層建築物等におけるヘリコプターの 屋上緊急離着陸場等の設置指導について

高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置指導については、次のとおりとする。

岐阜市消消号外  
平成15年11月1日

#### 高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の 設置指導について

高層建築物等については、消防法・建築基準法等において防火上及び避難上必要な措置を法的にも規制しているところであるが、緊急時にヘリコプターが屋上へ離着陸等できることは、消防隊の屋上から建築物への進入を可能にするとともに、屋上へ避難した者を救助することができるなど、高層建築物等の防火安全性の一層の向上につながるものである。

については、今後、主として火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物等について、「屋上緊急離着陸場等の設置指導指針」を定めたので、下記事項に留意し、建築事前相談等の機会に、設置指導を行う。

#### 記

- 1 原則として、新築の建築物を対象に設置指導を行う。
- 2 関係者に対して、その設置目的を十分説明し、理解を求めるとともに、将来周辺建築物の状況変化によっては、緊急離着陸場の基準に適合しなくなることもあることをあらかじめ説明しておくこと。
- 3 緊急離着陸場等は、建築物屋上でのビル風等の影響を考慮し、「プラットホーム方式（屋上床の上部に離着陸するための床を設け、屋上と床との間に空気の流通する空間を設けたもの。）」が望ましいこと。
- 4 屋上ヘリポートを設置する場合は、航空法により運輸大臣の許可が必要となるため、関係当局との協議を優先させること。
- 5 緊急離着陸場等は、非常用エレベーターと有効に通じていることが望ましいこと。
- 6 共同住宅等で、スプリンクラー設備の設置計画がなされていないものにあつては、緊急救助用スペースに準じた救助スペースを確保するよう指導すること。

## 屋上緊急離着陸場等の設置指導指針

### 1 指導方針

建築物等における防災活動の容易性を確保することにより、建築物の防火安全性能の向上を図るため、高層建築物を主に、屋上緊急離着陸場等の設置を指導するものとする。

また、併せて広域救急を考慮し、救命救急センター等に対しても設置指導を行うものとする。

### 2 指導対象

屋上緊急離着陸場等は、屋上ヘリポート、屋上緊急離着陸場、緊急救助用スペースの3種類とし、次の基準により指導すること。

| 緊急離着陸場等               | 屋上ヘリポート | 屋上緊急離着陸場 | 緊急救助用スペース |
|-----------------------|---------|----------|-----------|
| 建築物                   |         |          |           |
| 軒の高さが概ね100メートルを超える建築物 | △       | ○        | □         |
| 軒の高さが45メートルを超える建築物    | —       | △        | ○         |
| 医療関係建築物               | △       | ○        | —         |

\* △：推奨するもの ○：要望するもの

□：建築計画上緊急離着陸場を設けることが困難である場合に、設置を要望するもの。

### 3 設置基準及び付置施設

#### (1) 屋上ヘリポート

航空法の定めるところによる。

#### (2) 屋上緊急離着陸場

ア 着陸帯等及び制限面積の大きさは図解及び別紙1による。

イ 着陸帯等の標識

(ア) 着陸帯及び離着陸帯

黄色の塗料を用い幅0.3mの線を表示すること。

(イ) Hマーク

離着陸帯の中央に、黄色の塗料を用い幅0.5mの線を表示すること。

その大きさは図解及び別紙1による。

ウ 床面強度

離着陸帯の床面強度は、使用予定機体の全備重量の2.25倍以上とし、その床面許容重量を、黄色の塗料を用い表示すること。

エ 燃料流出防止施設

漏出した燃料が雨水排出口に流入しないよう、有効容積300ℓ以上の溜枡等を設けること。

オ 脱落転落防止装置

(ア) 要救助者、救助隊員の転落防止のため、高さ40cm以上の固定した手すり、柵等を設けること。

ただし、進入経路の手すり、柵等は、可動とすることができる。

(イ) 離着陸時の一時退避場所が、離着陸場と同一面である場合は、退避場所周辺の手すり、

- 柵等は、高さ 1.1m 以上とすること。  
(ウ) 退避場所には、次の標識を掲げること。

緊急用ヘリコプターが接近した場合  
には、この場所に退避してください。

標識の大きさは、1,250mm×350mm とすること。  
標識は白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。

カ 消火設備等

次に掲げる消火設備等を屋上部分に設けること。

(ア) 連結送水管

放水口は単口型とし、1 以上設置すること。この場合、着陸帯等の全域を包括することができる長さのホース（φ65mm×20m×2 本）及び噴霧切替ノズルを格納した格納箱を付置すること。

(イ) 消火器

8 ℓ以上の泡又は強化液消火器若しくはこれと同等以上の性能を有する水系の消火器を設置し、風雨の影響を受けないよう配慮すること。

(ウ) 連絡装置

緊急離着陸場の付近に、防災センター等と連絡できる非常電話等の連絡装置を設置することとし、風雨の影響を受けないよう配慮すること。

なお、格納箱に収納する場合は見やすい色で「非常電話」である旨の表示をすること。

**(3) 緊急救助用スペース**

ア 救助スペース及び制限表面の大きさは図解及び別紙 2 による。

イ 表示

(ア) 救助スペース

黄色い塗料を用い幅 0.3m の線で表示すること。

(イ) R マーク

救助スペースの中央に、黄色の塗料を用い幅 0.3m の線で表示すること。

その大きさは図解及び別紙 2 による。

ウ 転落防止装置

(ア) 要救助者の転落防止のため、高さ 1.1m 以上の手すり、柵等を設けること。

(イ) 退避場所には、前 3 (2) オ (ウ) に定める標識を設けること。

エ 連絡装置

前 3 (2) カ (ウ) に定める連絡装置を設けること。

**4 付加することが望ましい設備**

(1) 次のものを設ける場合は、航空法の定めるところによる。

ア 飛行場燈台

イ 着陸区域境界燈

ウ 航空障害燈

(2) 上記設備には、連続 4 時間以上継続供給可能な非常電源を設けること。

**5 建築物の構造等**

(1) 階段及び通路

医療建築物の屋上に設けた緊急離着陸場に至る階段、踊場及び通路は、傷病者を乗せた担

架が通行できるよう、1.2m以上の幅員を確保し、階段は、緩やかな勾配とし、らせん階段、回り階段は避けること。

ただし、離着陸場の床面に、エレベーターが着床する場合は、この限りでない。

(2) 排煙設備

屋上に排煙設備の排煙口を設ける場合は、消火活動及び避難活動に支障とならない位置に設けること。

(3) 屋上出入口の確保

ア 階段室の屋上部分には、附室又は前室を設けること。

イ 屋上への出入口に鍵を設ける場合は、建築物の内部及び外部から非常解錠できる装置又は防災センターから遠隔解錠できる装置を設けること。

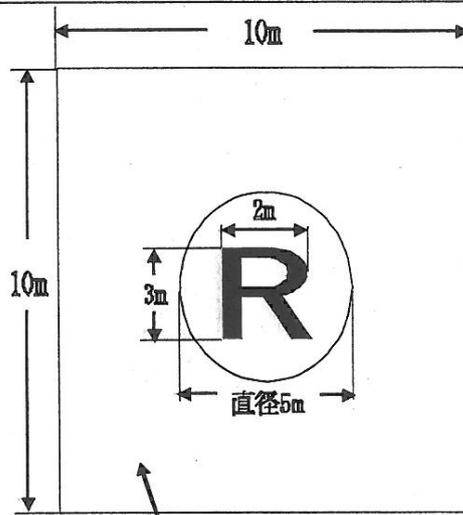
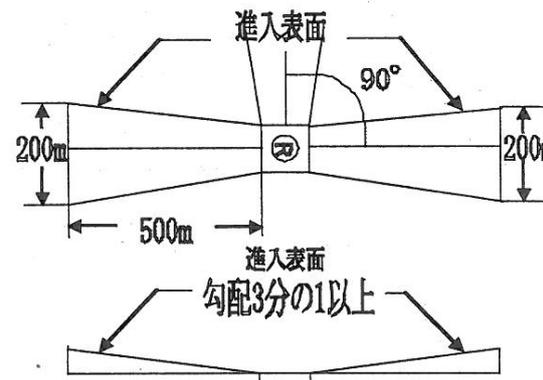
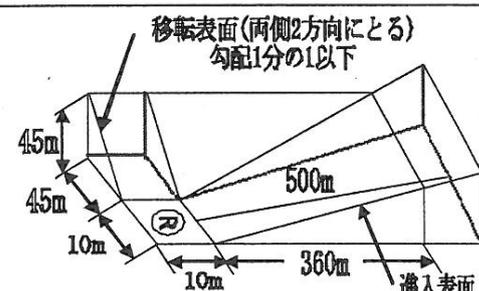
ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等に関する条件及び図解

| 施設項目 |            | 緊急離着陸場   |    |
|------|------------|--|----|
|      |            | 条件   | 図解 |
| 着陸帯  | 大きさ        | 原則 20 × 20 m 以上、但し、退避場所を別に確保した場合は 1 辺を 15 m 以上とすることができる。       |    |
|      | 標識         | 黄色（夜光塗料等）で着陸帯及び H の標識を標示する。                                    |    |
|      | 床面強度       | 使用予定機体の全備重量 × 2.25 倍<br>許容重量を黄色の夜光塗料等で標示する。                    |    |
|      | 床面構造       | プラットホーム式、通常床式又はグレーチング方式（強度及び油流出等の対策をする）として、床面は滑り防止策を施す。        |    |
|      | 勾配         | 最大縦横勾配は 2% 以下とする。  |    |
| 着陸帯等 | 進入表面       | 原則として直線の 2 方向とする。但し進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は各経路は、90 度以上の間隔を設ける。 |    |
|      | 進入区域の長さ及び巾 | 長さは 500 m、巾は離着陸地点から 500 m 離れた地点で 200 m 確保する。                   |    |
|      | 進入表面の勾配    | 5 分の 1 以上として、同表面上に物件等が突出しないこと。                                 |    |
|      | 転移表面の勾配等   | 1 分の 1 以下の勾配を有する図に示す表面を確保する。                                   |    |

| 施設項目    |          | 緊急離着陸場   |    |
|---------|----------|--|----|
|         |          | 条件   | 図解 |
| 夜間照明設備  | 着陸区域境界燈  | 離着陸地帯の境界線上に境界燈を等間隔に8個以上設ける。  |    |
|         | 障害燈      | 離着陸地帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認が困難な物件について設置する。(夜光塗料でもよい。) |    |
|         | 飛行場燈台    | 着陸帯の付近に進入表面及び転移表面上突出しない構造であること。                                      |    |
| 脱着防止施設等 | 脱落防止施設   | 救助隊員及び要救助者等の転落防止施設を設置する。<br>また、当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。        |    |
|         | 燃料流出への対策 | 離着陸が予想される機体の搭載燃料が流出した場合、雨水排出口に流れ出ない構造とする。                            |    |
|         | 消火設備等    | 連結送水管及び消火器を設置すること。   |    |
|         | 連絡装置     | 緊急離着陸場の付近に防災センター等と連結できる非常電話等を設置すること。                                 |    |

\* 夜間照明設備については、連続4時間以上の継続供給可能な非常電源装置を付ける。

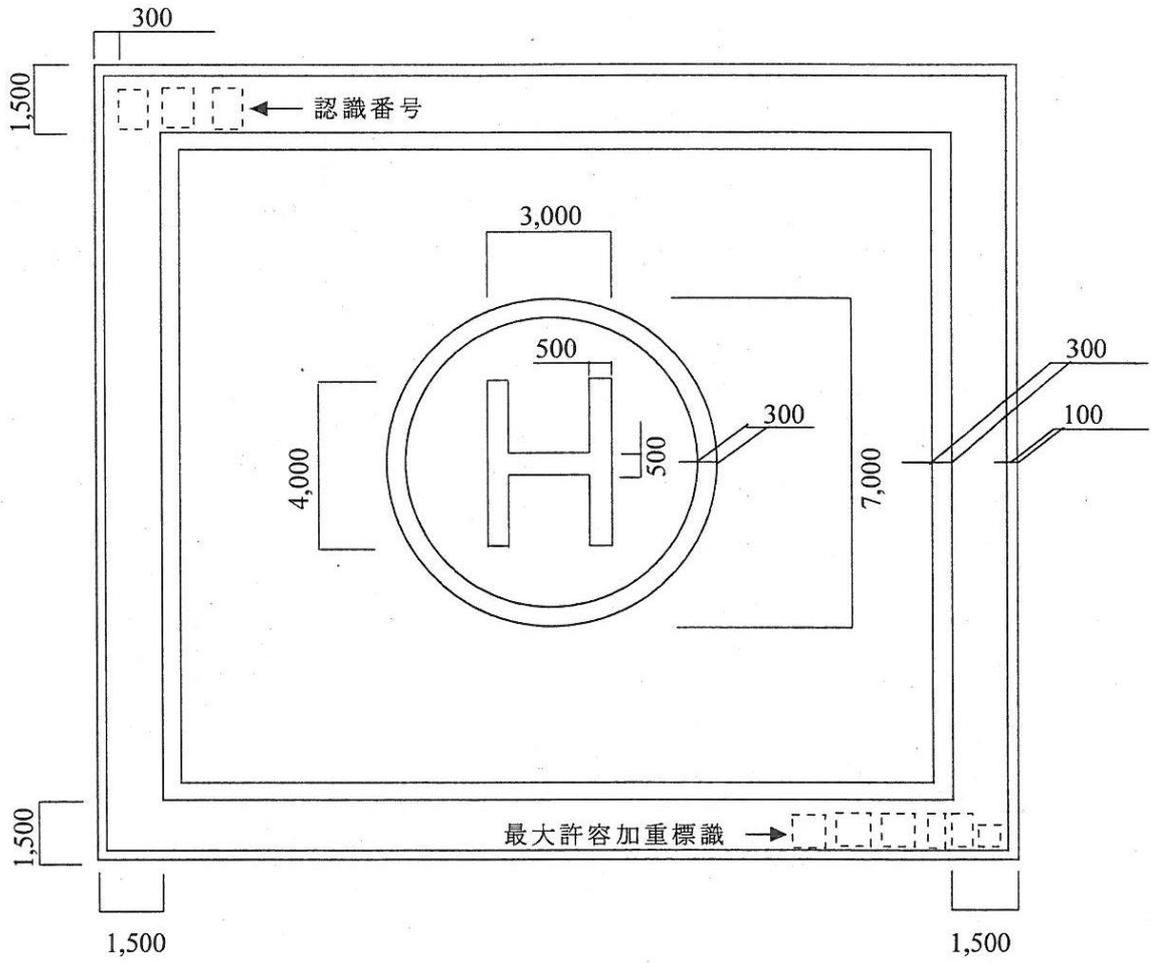
## ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等に関する条件及び図解

| 施設項目             |            | 緊急救助用スペース  |   |
|------------------|------------|--|---|
|                  |            | 条件   | 図解  |
| 着<br>陸<br>帯<br>等 | 広 さ        | 原則 10 × 10 m 以上  |  <p style="text-align: center;">緊急救助用スペース</p> |
|                  | 標 識        | 黄色（夜光塗料等）で R の標識を標示する。   |   |
|                  | 床面強度       | 通常強度とする。   |   |
|                  | 床面構造       | 通常床式とする。   |   |
|                  | 勾 配        | 災害活動に影響しない程度の表面であること。  |   |
| 制<br>限           | 進入表面       | 原則として直線の 2 方向とする。但し進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は各経路は、90 度以上の間隔を設ける。                                 |   |
|                  | 進入区域の長さ及び巾 | 長さは 500 m、巾は離着陸地点から 500 m 離れた地点で 200 m 確保する。   |   |
|                  | 進入表面の勾配    | 3 分の 1 以上として、同表面上に物件等が突出しないこと。   |   |
| 表<br>面           | 転移表面の勾配等   | 1 分の 1 以下の勾配を有する図に示す表面を確保する。あ但し、上記進入表面及び転移表面がとれない場合は、状況により進入表面及び転移表面を最高 5 m まで垂直上方に移行できるものとする。 |   |

| 施設項目   |          | 緊急救助用スペース  |    |
|--------|----------|--|----|
|        |          | 条件   | 図解 |
| 夜間照明設備 | 着陸区域境界燈  | 新設についてのみ、離着陸地帯の境界線上に境界燈を等間隔に8個以上設ける                                  |    |
|        | 障害燈      | 離着陸地帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認が困難な物件について設置する。(夜光塗料でもよい。) |    |
|        | 飛行場燈台    | 着陸帯の付近に進入表面及び転移表面上突出しない範囲に設置する。                                      |    |
|        | 脱落防止施設   | 救助隊員及び要救助者等の転落防止施設を設置する。<br>また、当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。        |    |
|        | 燃料流出への対策 |  |    |
|        | 消火設備等    |  |    |
|        | 連絡装置     | 緊急離着陸場の付近に防災センター等と連結できる非常電話等を設置すること。                                 |    |

\* 夜間照明設備については、連続4時間以上の継続供給可能な非常電源装置を付ける。

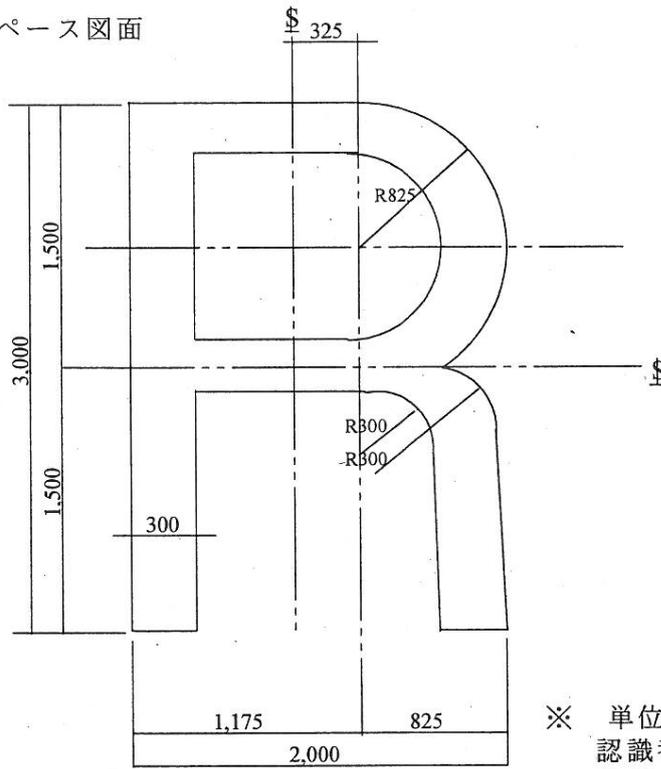
緊急離着陸場図面



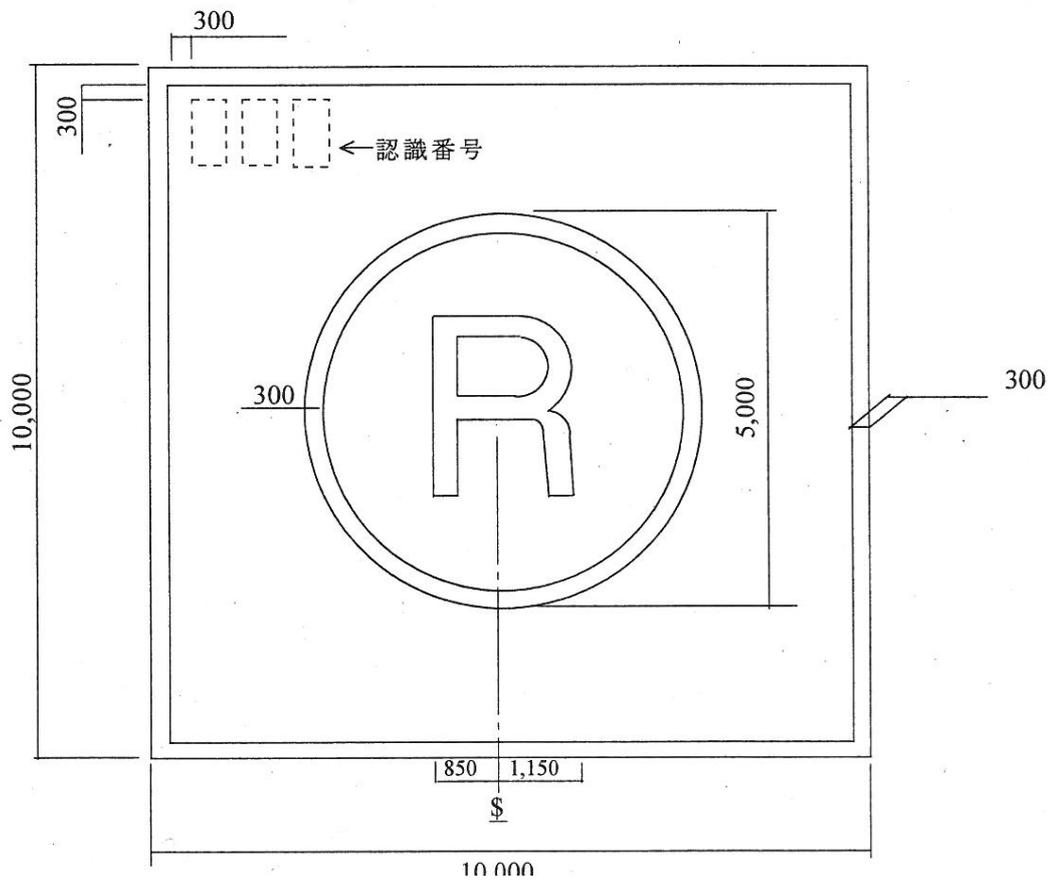
※ 単位は、ミリメートルとする。  
認識番号の文字間隔は、300  
ミリメートルとする。

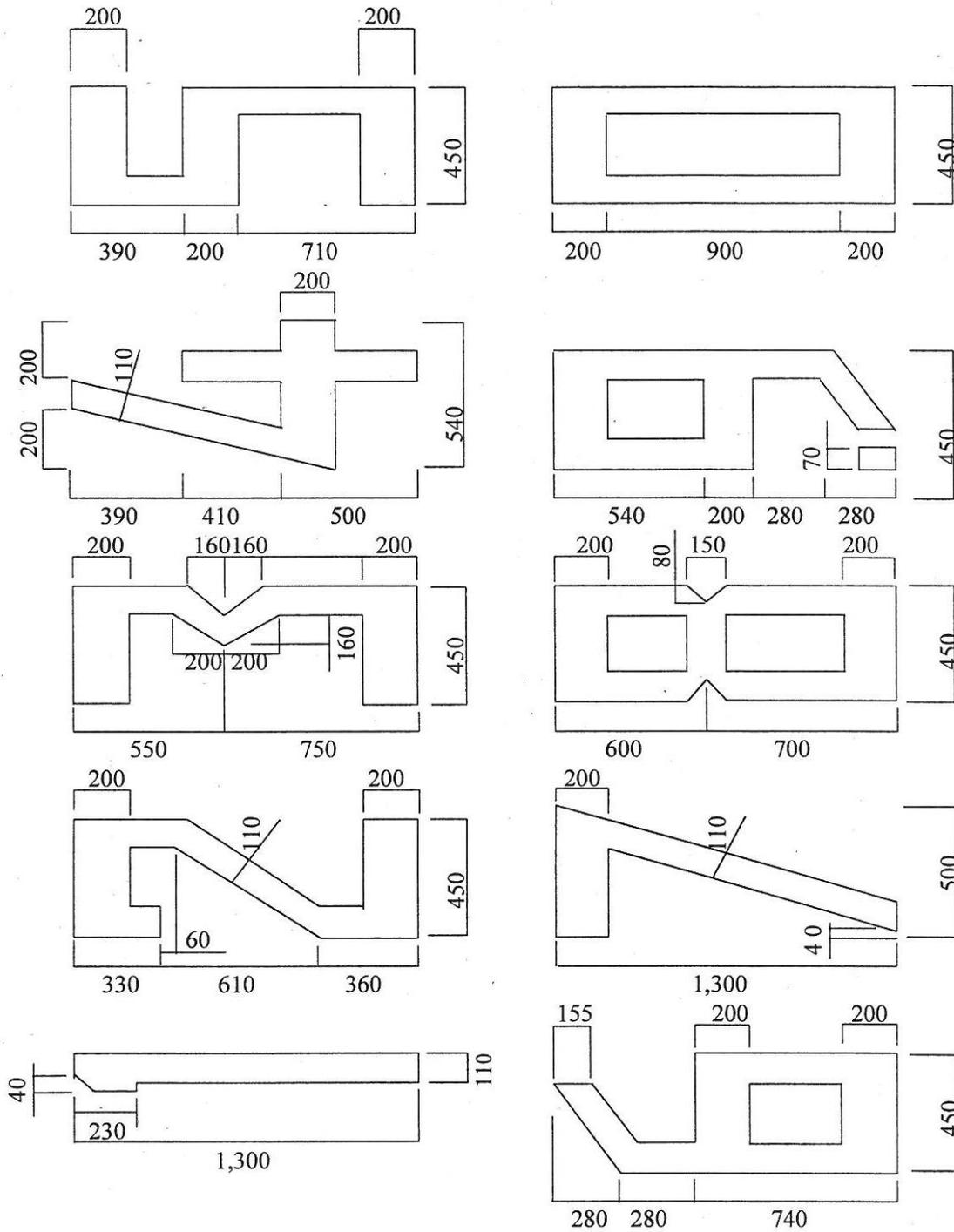
緊急救助用スペース図面

別紙 2



※ 単位は、ミリメートルとする。  
 認識番号の文字間隔は、300  
 ミリメートルとする。

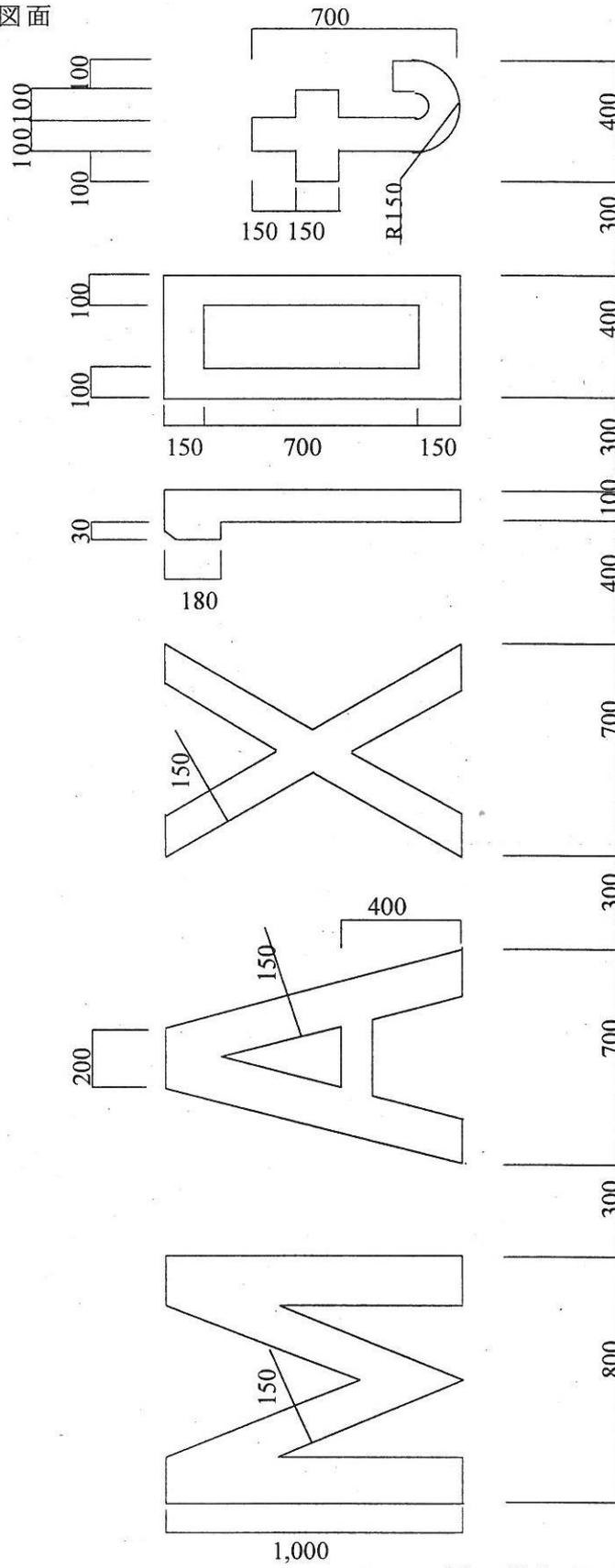




※ 単位は、ミリメートルとする。

最大許容荷重標識図面

別紙 4



※ 単位は、ミリメートルとする。